

交換留学プログラム（HUSA プロジェクト型） 2023 年度 AIMS-HU プログラム（経済学分野）海外派遣学生募集要項

【重要】新型コロナウイルスの影響等により、2022 年 11 月 15 日現在、外務省はすべての国・地域に対し、感染症危険情報レベル 1「十分注意してください。」以上を発出しているほか、派遣先国・地域によっては日本からの入国制限及び入国後の行動制限を行っております。このため、実際の海外派遣実施の可否判断は派遣先大学ごとに、派遣開始日（派遣先大学が指定していない場合は学期開始日）の 2 か月前の時点で行い、状況が悪化した場合、海外派遣は延期又は中止となります。なお、派遣中止と判断された場合でも、派遣先大学が当該学期の授業をオンラインで提供し、日本国内から履修できる場合は、派遣先大学が開講する授業の履修をもって派遣先大学への留学とみなすので、あらかじめご了承の上、応募願います。

1. プログラムの目的及び概要

AIMS（エイムズ）は ASEAN International Mobility for Students の略で、ASEAN 諸国を中心とした政府主導の学生交流プログラムです。広島大学（以下「本学」という。）は AIMS-HU プログラムとして、「言語・文化」、「経済学」、「工学」及び「食品科学・農学」の 4 分野で、タイ及びインドネシアの協定大学と双方向の交換留学プログラムを実施しています。

経済学分野では、学部生が本学に在籍しながら、タイのチュラーロンコーン大学に 1 学期間留学し、派遣先大学等で開講される経済学分野の授業（英語で開講）を現地の学生と受講するとともに、現地の学生との共同プロジェクトなどの実施を通じて、グローバルに活躍できる人材を育成します。なお、派遣先大学等で取得した単位は、本学での単位として認定することも可能です。

2. 派遣先国・地域、派遣先大学等、派遣期間及び募集人数

派遣先大学等：チュラーロンコーン大学（タイ）

派遣期間：2023 年 8 月から 2023 年 12 月（約 5 か月間）

募集人数：3 人

最低語学要件：TOEFL iBT79（TOEFL PBT 550 相当）、IELTS overall band 6.0

3. 応募資格

以下のすべてに該当する者を対象とします。なお、海外渡航・在留経験及び過去に本学が実施した海外派遣留学プログラムへの参加経験は問いません。

- (1) 応募時に本学に在籍している学部生（休学中の者は除く）で、留学終了時まで本学に在籍できる者
- (2) 本学における学業成績が優秀で、人物ともに優れているとチューター又は指導教員が認める者
- (3) 留学の目的及び計画が明確で、海外の大学等への留学を通じて、本学での学修と同等又は同等以上の教育効果が期待できる者
- (4) 留学終了後、再び本学に戻り、派遣先で取得した単位を互換するとともに学業を継続する

者

- (5) 派遣先大学等所在国・地域への入国に**当たりあたり**、「留学」に必要な査証（ビザ）を確実に取得できる者
- (6) 応募に当たり、保護者又は保証人の同意を得ることができ、派遣学生として選考された場合にプログラムへの参加を確約できる者

なお、**留学時まで**に、マクロ経済学・ミクロ経済学・計量経済学（**統計学**）を学んでいることが望ましい。

4. 派遣に係る費用について

海外派遣のため、派遣学生は以下について個別に手配・購入の上、費用の全額を負担する必要があります。

- ・ 日本・派遣先国・地域間往復に係る航空券
- ・ 日本国内及び派遣先国・地域内での移動に係る費用（交通費・宿泊費等）
- ・ 本学指定の海外旅行保険加入料（半年間で約6万円）
- ・ 旅券（パスポート）取得に係る費用
- ・ 留学に必要な査証（ビザ）取得に係る費用
- ・ 予防接種に係る費用
- ・ 派遣先大学等から請求される費用（宿舍費、保険加入料、教材費等）
※派遣先大学等での授業料は不徴収
- ・ その他、派遣に当たり必要となる費用

【奨学金について】

本プログラムによる派遣候補者として選考された場合、奨学金（返還不要の給付型）の受給候補者として、各種団体への推薦を行う場合があります。受給候補者は、学内選考結果及び各奨学金の推薦要件に基づき選出します。詳細については受給候補者に対して別途お知らせしますが、学生個人での派遣プログラムの申請はできませんので、こちらからの案内をお待ちください。なお、これらの奨学金を受給した場合、各種団体が課す事前・事後課題、留学成果報告及び調査・アンケートへの協力等が義務付けられる場合があります。また、**奨学金の推薦要件の確認には推薦者選考時直近の成績を用います。**

【奨学金の一例】海外留学支援制度（協定派遣）の場合：月額6～10万円（地域・国によって異なる）

大学あて募集のあった海外留学に係る奨学金情報は随時「もみじ Top」への掲載又は「My もみじ」のお知らせ掲示等を通じて周知します。

<募集・イベント情報（海外留学・奨学金など）（もみじ Top 内）>

<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/learning/study-abroad.html>

<海外留学支援制度（協定派遣）>

https://www.jasso.go.jp/ryugaku/scholarship_a/haken/index.html その他、独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）の以下のページ（海外留学奨学金検索サイト）に海外留学のための奨学金情報が掲載されておりますので、ご参照ください。

<海外留学奨学金検索サイト>

https://ryugaku-shogakukin.jasso.go.jp/scholarship_abroad/page?action=swfglsearchjasso

5. 応募手続き及び応募締切について

本プログラムへの応募を希望する場合は、以下の応募書類を準備の上、**2023年1月6日(金) 17:00**までにオンラインフォームから必要事項の入力及び必要書類の提出を行ってください。なお、応募締切までに手続きを完了できない事情がある場合は、応募締切日までに問合せ先へ連絡の上、相談を行ってください。

(1) 応募書類

① 応募フォーム：オンラインフォームから必要事項を入力

留学希望大学及び留学希望期間を記載することとしています。応募手続き完了後の変更は原則として認めません。

② 留学計画書、指導教員の所見（所定の様式）

PC で作成の上、事前に指導教員に送り、記載の URL より所見をご入力いただくよう依頼してください。

③ 英語能力を確認できる書類（原則として TOEFL iBT 又は IELTS のスコアレポートのコピー。TOEIC L&R、実用英語検定技能試験等スコアレポート又は合格証等の写し）

※応募するまでに TOEFL または IELTS を受験していない場合、TOEIC L&R、実用英語検定技能試験等のスコア又は合格証の写しで受け付けますが、2022年3月末までに募集要項1 ページ目に記載してありますチュラーロンコーン大学の最低語学要件を必ず満たしてください。チュラーロンコーン大学の定める基準を満たさない場合、推薦は取消になります。

(2) 応募フォーム URL

<https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=3VQExGOyJkmGjY4SZA03UKwmHJaTd2VGtQ4eqUuOnNxUQVI2VVQ1RkE0NVhEWVpSM1pEWEVWMFU3OSQlQCN0PWcu>

6. 選考方法

選考は、書類審査と面接試験の2段階で行います。

- (1) 書類審査（応募書類及び本学での学業成績に基づき実施）を通過した学生に対し、面接試験を行います。
- (2) 書類審査と面接試験の結果に基づき、派遣候補者を決定します。
- (3) 選考終了後、本学から派遣先大学等へ派遣候補者の推薦を行います。派遣の可否については派遣先大学等が最終決定を行います。

7. 今後のスケジュール（予定）

2023年1月6日 応募締切

1月 書類審査結果通知、面接試験※

- 2月 選考結果通知
- 3月～ 派遣先大学等への申請手続き
派遣学生向けオリエンテーション※
派遣先大学等からの受入れ許可書受領
- 6月（派遣開始日の2か月前） 派遣可否判断の実施**
渡航前に海外渡航リスク管理に関する動画の視聴（必須）
- 派遣可の場合、各自で渡航準備（査証申請、航空券手配、予防接種、海外旅行保険加入等）
- 留学に向けた学内手続き（留学願、緊急連絡先届等）
- 8月 海外渡航、留学開始
- 12月 留学終了後、成果報告書の提出、報告会での発表等
- ※状況により、オンライン等での実施といたします。

8. 留学中の学籍上の取扱いについて

本プログラムにより留学する場合は、事前に「留学願」を所属学部・研究科の学生支援担当に提出の上、必ず学長の許可を得なければなりません。この場合、派遣先大学等での修学は本学の教育課程の延長上にあるものとして考えられ、留学期間は本学の在学期間に算入されます。そのため、本学に所定の授業料を納付しなければなりません。**なお、派遣先大学等が提供するオンライン授業を日本国内から受講する場合においても、学籍上の取扱いは留学となります。**

9. 留学中の学修成果に基づく単位認定申請及びプログラム修了要件について

留学中に派遣先大学等で修得した単位等の学修成果については、留学前後の必要手続きを経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなされ、単位認定される場合があります。ただし、必ずしもすべての学修成果が認定されるわけではありませんので、単位認定を希望する場合は、留学前に所属学部・研究科の学生支援担当、指導教員・チューターと相談の上、必要手続きを確認してください。

また、留学終了後に作成・提出する課題レポート及び派遣先大学等での単位取得状況（成績評価を含む）に基づき、留学を通じて所定の学修成果を得たと認められた場合は、プログラム修了者として認定の上、修了証を授与します。

10. 海外派遣に係る安全管理について

- (1) 留学中の安全意識向上のため、渡航前に本学が開催するオリエンテーションには必ず出席してください。また、「外務省海外安全ホームページ」等を活用の上、渡航先の情報収集を渡航前だけでなく、渡航期間中も行ってください。

【外務省 海外安全ホームページ】

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

<https://www.anzen.mofa.go.jp/study/>

- (2) 渡航先の安全情報収集のため、外務省渡航情報サービス「たびレジ」への登録を 渡航前

に必ず行ってください。また旅券法に基づき、日本国籍を持つ者が3か月以上日本国外に滞在する場合は、「在留届」を在外公館に提出することが義務付けられますので、渡航後速やかに手続きを行ってください。「たびレジ」及び「在留届」の登録情報は、滞在先での危機発生時の安否確認等に利用されます。

【外務省渡航登録サービス（たびレジ，在留届電子届出システム ORRnet）】

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

- (3) 渡航中の安否確認のため、本プログラムにより派遣される学生には、チューター又は指導教員、所属学部・研究科の学生支援担当及びプログラム関係者への定期的な連絡が義務付けられます。
- (4) 本プログラムにより派遣される学生は、本学指定の海外旅行保険への加入が義務付けられます。また、派遣先大学等が別途指定する保険への加入を求められる場合があります。
- (5) 派遣先国・地域によっては、入国に当たり予防接種を受けることが義務付けられる場合や、推奨されている場合があります（厚生労働省）。心配な方は、任意・自己負担にて予防接種を受けてください。

【世界の医療事情（外務省ホームページ）】

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/index.html>

【厚生労働省検疫所 FORTH (For Travelers' Health)】

<https://www.forth.go.jp/index.html>

【海外旅行の健康管理・感染症対策（広島大学保健管理センターのページ）】

<https://health.hiroshima-u.ac.jp/gentei/kansenskaigai.html>

【その他、参考 URL（広島大学保健管理センターのページ）】

<https://health.hiroshima-u.ac.jp/>

- (6) 自然災害や国際情勢等の事情により、派遣の延期・中止や派遣期間の変更が生じることがあります。また、留学中であってもこれらの事情により帰国を指示することがあります。いずれの場合も手配が完了している航空券等のキャンセル料や帰国に係る費用の実費（渡航のため、個人で手配・購入したものを含む）については、原則として派遣学生の個人負担とします。なお、本学では、外務省海外安全ホームページの「海外危険情報」に基づき、学生の海外派遣の判断を行います。

【海外安全情報（外務省ホームページ）】

<https://www.anzen.mofa.go.jp/riskmap/>

- (7) 外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づく安全保障輸出（貿易）管理における「技術の提供・貨物の輸出」上の懸念情報に該当する活動を留学中に行う計画がないか、渡航前に事前確認を行います。

【安全保障輸出管理（広島大学公式ウェブサイト）】

<https://www.hiroshima-u.ac.jp/iagcc/risk/stc>

- (8) 海外での生物サンプルの取得や持ち込みには、生物多様性条約と名古屋議定書に基づくABS（Access and Benefit Sharing）手続きが必要です。留学中に該当する活動を行う計画がある場合は、指導教員とも相談の上、必要手続きを行ってください。

【ABSについて（ABS 学術対策チームのページ）】

<http://www.idenshigen.jp>

- (9) その他、海外留学に係る安全管理は、本学作成の「海外渡航リスク管理マニュアル（学生編）」、外務省発行の「海外安全 虎の巻」等に基づく対応が求められます。

【海外渡航リスク管理マニュアル（学生編）】

<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/learning/risk-kanri.html>

【海外安全 虎の巻（外務省発行）】

<https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/toranomaki.pdf>

1 1. 辞退等に係る取扱いについて

- (1) 派遣候補者として選考され、派遣先大学等への推薦手続きを開始した後は、原則として留学を辞退することは認めません。 やむを得ず辞退する場合は速やかにプログラム担当者（人文社会科学系支援室）に連絡しなければなりません。辞退が認められた時点で手配が完了している航空券等のキャンセルに係る費用の実費（渡航のため、個人で手配・購入したものを含む）については、原則として学生の個人負担とします。
- (2) 派遣先大学等への推薦手続き後に「応募資格」のいずれかを満たさなくなった場合は、本学から派遣先大学等への推薦及び留学の許可を取り消します。この場合は留学を辞退したものとみなし、(1)の取扱いを適用します。
- (3) 派遣の可否についての最終決定は派遣先大学等によるため、本学から派遣先大学等への推薦後、派遣不可となる可能性があります。また、派遣先大学等から受入れ許可がない場合は、本学から派遣先大学等への推薦及び留学の許可を取り消します（そのため、派遣先大学等からの正式な受入れ許可の連絡があるまでは、航空券の購入及び海外旅行保険の加入手続きは行わないことを推奨します）。 これらの場合は留学を辞退したものとみなし、(1)の取扱いを適用します。
- (4) 旅券の取得、査証申請、航空券手配、海外旅行保険加入手続き等、渡航に係る必要手続きについては、(1)から(3)を考慮の上、各自の責任で計画的に進めてください。また本学又は派遣先大学等の担当者からの照会等に対しては、迅速に対応してください。旅券又は査証が取得できず、渡航ができなくなった場合、派遣先等から受入れ許可が取り消される可能性があります。この場合、本学は責任を負いません。また、留学を辞退したものとみなし、(1)の取扱いを適用します。
- (5) 海外渡航・留学開始後に、派遣先大学等での学修継続が困難と判断される事由が生じた場合は、派遣先大学等と協議の上、留学の許可を取り消す場合があります。この場合、速やかに帰国するものとし、帰国に係る費用の実費（個人で手配・購入したものを含む）については、原則として学生の個人負担とします。

1 2. その他

- (1) 派遣・留学に必要な語学能力は派遣先大学等だけでなく、専攻分野によって異なる場合がありますので、派遣先大学等のホームページで十分に確認した上で、応募してください

い。

- (2) 留学終了後、再び本学に戻り学業を継続することについて問題がないかどうか、所属学部・研究科の卒業・修了要件を確認してください（卒業・修了要件単位を留学前に修得している場合、修業年限を超えて留学することができないことがあります）。
- (3) 派遣学生は、留学終了後1月以内に「留学成果報告書」を作成の上、派遣先大学等から発行される学修成果に関する証明書（学業成績証明書又は修了証）と併せてプログラム担当者（人文社会科学系支援室）へ提出することが義務付けられます。また、学内又は学外で開催される留学成果報告会等での発表、本プログラムの事業評価に関する調査・アンケートへの回答、派遣先大学等からの留学生及び海外留学を希望する学生への支援並びに広報活動等に全面的に協力いただきます。

13. 問合せ先

- (1) 応募手続きについて

○人文社会科学系支援室

T e l : 0 8 2 - 4 2 4 - 4 6 4 8

メール : syakai-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp

- (2) 卒業・修了要件及び単位認定申請について

○所属する学部・研究科の学生支援担当

- (3) その他, A I M S - H U プログラム全体について

○国際室国際部グローバル化推進グループ 留学交流担当（学生プラザ2F）

T e l : 0 8 2 - 4 2 4 - 5 8 3 8

メール : kokusai-ryugaku@office.hiroshima-u.ac.jp

【A I M S - H U プログラムホームページ】

<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/learning/aims-hu.html>